

外国人のための生活案内書

大 田 原 市

大田原市生活案内

目次

1 はじめに	1
2 市役所への届出	1
3 保 育 所	3
4 学 校	3
5 ご み	4
6 犬を飼うとき	5
7 健 康 保 険	6
8 火災・救急・救助	7
9 緊急時の連絡	7
10 主な公共施設	8
11 施設案内図	9

1 はじめに

「生活情報誌として」

本書は、あなたが大田原市で暮らしていくために、必要な情報を掲載しています。

「問合せをするとき」

あなたがいろいろな問い合わせをするとき、日本語がわからないで困っているときがあると思います。そのようなときは、あなたの周りの日本語を話せる人にお願ひしましょう。

「覚えておきたい日本語の言葉」

『おはよう』 『こんにちは』 『ありがとう』
『さようなら』 『こんばんは』 『すみません』

2 市役所への届出

あなたが大田原市で暮らすのに、いくつかの届出をする必要があります。又、必要な証明書の交付を受けることができます。

『主 な 届 出』

【外国人登録】 日本に90日以上滞在する外国人は、居住地の市役所に外国人登録をしなければなりません。

又、あなたの住所、氏名、国籍、在留資格・期間、職業、勤務先（永住者、特別永住者は除く）に変更があった場合は、14日以内に市役所に届出をして下さい。

【出生届】 子供が生まれたときは、生まれてから14日以内に、出生届を市役所に提出しなければなりません。この届出には、医師が発行する出生証明書が必要です。

※ [その他の届出]

婚姻届・離婚届・死亡届・国籍取得届・帰化届・印鑑登録

【問い合わせ先】 総務部市民課

(☎) 23-8705

[妊 娠 届]

妊娠したときは、必ず病院で妊娠証明書をもらい市健康政策課に「妊娠届」を提出して「親子健康手帳（母子健康手帳）」をお受け取り下さい。後日、予防接種、成長の過程等を記録するのに必要です。

【問い合わせ先】 保健福祉部健康政策課 (☎) 23-8634

[児童手当について]

12歳までの児童を養育している方は、手続をして下さい。手続をしないと手当が受けられません。所得が一定未満の方が対象となります。支給額は、
第1子・2子 5,000円/月
第3子 以降 10,000円/月 です。

《※ただし、3歳未満児については、一律10,000円/月》

申請手続きには、健康保険証、請求者名義の通帳を持参して下さい。

又、請求者の所得、在留資格の確認が必要になります。

【問い合わせ先】 保健福祉部こども課 (☎) 23-8932

[妊産婦医療費助成について]

妊娠したときは、母子健康手帳交付後、妊産婦医療費助成の手続きをして下さい。妊娠期間中、医療費の助成を受けることができます。妊娠期間は、母子手帳の交付を受けた月の初めから出産をした翌月の月末までです。母子健康手帳と現在加入している健康保険証、医療費を振込む口座が分かるもの（銀行通帳等）を持参して下さい。

[こども医療費助成について]

子供が生まれたら出生届を提出後、こども医療費助成の手続きをして下さい。子供が加入する予定の健康保険証、医療費を振込む口座が分かるもの（銀行通帳等）を持参して下さい。

[ひとり親医療費助成について]

ひとり親家庭（母子又は父子家庭）の場合、ひとり親医療費助成の手続きをして下さい。子供が18歳の誕生日を迎えた最初の3月31日までの期間の医療費について助成を受けることができます。現在加入している「健康保険証」、医療費を振込む口座が分かるもの（銀行通帳等）を持参して下さい。

※所得や家族の構成により該当しない場合もあります。

[重度心身障害者医療について]

身体障害者手帳1級、2級を持っている方が対象となります。

身体障害者手帳と現在加入している健康保険証、医療費を振込む口座が分かるもの（銀行通帳等）を持参してください。

【問い合わせ先】 健康政策課国保医療係 23-8792

※ 上記の医療費助成は、健康保険加入者が対象となります。

3 保 育 所

保育所は、両親等が働いていたり、病弱等の理由で昼間子供を見る人がいない家庭の子供を親に代わって保育する施設です。

※対象年齢 0才児 ～就学前まで

※開所時間 7時30分～19時まで（月～金）
7時30分～18時まで（土）

◎ 保育所一覧

種別	名 称	所 在 地	定 員	電話番号
公 立	しんとみ保育園	大田原市新富町3丁目6番8号	200名	22-2402
	かねだ //	// 中田原 1348 番地	90名	22-2255
	のざき //	// 薄葉 1998 番地 111	60名	29-1855
	さらど //	// 佐良土 937 番地	60名	98-2032
	しながわ //	// 蛭田 1981 番地 25	60名	98-2034
	くろばね //	// 堀之内 641 番地 1	180名	59-7055
	すさぎ //	// 須佐木 275 番地	45名	57-0329
私 立	みはら //	// 美原 1 丁目 17 番 16 号	90名	23-3882
	おおたわら //	// 住吉町 1 丁目 12 番 29 号	60名	24-6616
	保育園チャイルド //	// 親園 2044 番地 5	90名	28-7320
	保育園ベビーエンゼル //	// 若松町 3 番 30 号	45名	22-8834

◎ 保育を希望する方は、【保健福祉部こども課】にお申込下さい。

(☎) 23-8769

4 学 校

外国の子供たちも、日本の学校で学ぶことができます。入学する場合は、外国人登録をしたうえで、下記に問い合わせして下さい。

◎ 手続きは、次のとおりです。

- ① 住所の設定
- ② 外国人の登録
- ③ 登録証の交付
- ④ 教育委員会への就学願出
- ⑤ 教育委員会の外国人子女の面接（保護者同伴）
- ⑥ 教育委員会から学校への連絡（学校を決める）
- ⑦ 学校で外国子女の面接（保護者同伴）

※公立小学校 23校

※公立中学校 12校

【問い合わせ先】 大田原市教育委員会学校教育課

(☎) 0287-98-7114

5 ごみ

ごみは正しく分別し、決められた日の朝8時30分までに、ステーションに出して下さい。

◎ ごみの分け方と出し方

分別の種類		ごみを出す方法
資源	ビン・ガラス類	【大田原地区】 指定袋（緑色で透明）によりステーションへ 【黒羽地区及び湯津上地区】 <ビン> 従来どおりステーションの下記3種類のコンテナへ 「白色・透明ビン」、「茶色ビン」、「その他のビン」 <ガラス類> 指定袋（緑色で透明）によりステーションへ
	かん類	指定袋（黄色で透明）によりステーションへ
	新聞	できるだけ学校・子供会の集団回収などで回収し、回収業者に依頼するか古紙問屋へ直接搬入してください。 ステーションに出す場合は、ひもで十字に縛り、指定日に出してください。（指定袋に入れる必要はありません）
	雑誌類	
	段ボール	
	紙パック	できるだけ学校・子供会の集団回収にお出してください。また、ステーションに出す場合は、指定袋（透明で黒字）に入れ出してください。
	ペットボトル	できるだけ学校・子供会の集団回収にお出してください。また、ステーションに出す場合は、指定袋（透明で黒字）に入れ出してください。
	発泡スチロール製白色トレイ	指定袋（透明で茶色字）によりステーションへ
	もやせないごみ	指定袋（透明で青字）によりステーションへ
	乾電池	指定袋の外袋や透明のビニール袋によりステーションへ
もやせるごみ	指定袋（白色半透明）によりステーションへ	
粗大ごみ（有料）	「広域クリーンセンター大田原」へ直接搬入又は予約による戸別収集（生活環境課）	

【問い合わせ先】 保健福祉部生活環境課
 (☎) 23-8706

6 犬を飼うとき

◎犬を飼うには登録等の申請や、狂犬病予防注射の接種が必要です。

【登録等の申請】

(1) 新規登録（新たに犬を飼う場合）

◇登録申請に必要な事項

- 犬の所有者の住所氏名
- 犬の種類、性別、年齢、毛色
- 登録料3,000円

※新規登録は獣医師会員の動物病院でも申請できます。

(2) 変更届（登録済みの犬の転入及び転出や所有者の変更等）

◇申請に必要な事項

①所有者及び犬の転入の場合（犬のみの転入を含む）

- 犬の所有者の住所氏名
- 犬の種類、性別、年齢、毛色
- 所有者の前住所
- 前住所地で発行された鑑札（ない場合は登録番号が分かるもの）

②所有者の変更

- 前所有者の住所・氏名
- 鑑札（登録番号がわかるもの）

(3) 死亡届

◇死亡届に必要な事項

- 死亡年月日
- 鑑札（返却してもらいます）

【狂犬病予防注射】

(1) 集合注射による場合

○市では毎年4月に各地区において、狂犬病予防注射の受付を行っています。

※登録済の所有者にはハガキでお知らせしています。

(2) 動物病院等で接種する場合

○集合注射で接種できない場合は、お近くの動物病院で注射をしてください。

【問い合わせ先】 保健福祉部生活環境課
(☎) 23-8706

7 健康保険

【国民健康保険への加入について】

社会保険適用事業所に勤務している方は、社会保険に加入することになりますが、勤務している職場に社会保険がない場合は、市役所で国民健康保険に加入できます。加入手続きは、次の内容をご覧ください。

(1) 大田原市国民健康保険に加入できる人

- ・ 外国人登録をしている人
- ・ 一年以上滞在又は滞在看込みのある人
- ・ 勤務している職場に社会保険がなく保険に加入していない人
(必要なもの…外国人登録済証、パスポート)

(2) 国民健康保険税

→国民健康保険に加入すると国民健康保険税が課税されます。

※国民健康保険に加入された方は、必ず期日までに国民健康保険税を納入して下さい。

(3) 納税義務者

→納税義務者は、世帯主となります。

→国民健康保険に加入している方が、他の市町村に転出するとき、又は、出国するときは、国民健康保険証を返納して下さい。

(4) 保険給付

- ・ 病気やけがをして、病院で治療を受けた時
→医療費の7割大田原市国民健康保険で負担
医療費の3割を自己負担(病院窓口で支払)

(5) その他の給付

- ・ 被保険者が出産したとき → 一定額の出産育児一時金を支給
- ・ 被保険者が死亡したとき → 一定額の葬祭費を支給

【国民健康保険からの脱退について】

次のような場合は、国民健康保険から脱退となり届け出が必要です。脱退する場合は、脱退の日から**14日以内**に届け出をし、**保険証を返却**して下さい。

- (1) 出国するとき (再入国許可を得て出国するときは、そのまま加入していなければならないことがあります。窓口で相談して下さい。)
- (2) 外国人登録を他の市区町村に移すとき
- (3) 会社などの健康保険に加入したとき
(会社などの健康保険証を持参して下さい。)
- (4) 生活保護を受けたとき (生活保護開始決定通知書を持参してください。)
- (5) 死亡したとき

※脱退の届け出が遅れると**トラブルのもと**になります。

国保の資格が無くなっているのに保険証を使って診療を受けてしまった場合

は、市が負担した医療費を後で返して頂くことになります。

又、職場の健康保険などに加入しても、脱退の届け出が無い場合保険税を二重に納めることにもなりかねません。

【申込み、問い合わせ先】 保健福祉部健康政策課国保医療係
(☎) 23-8857

8 火災・救急・救助

- (1) **【火事、救急、救助】**の時は、**ダイヤル119**を回して下さい。
- (2) **【火事です】【救急です】【救助です】**とはっきり言って下さい。
- (3) 近くに日本人がいるときは、連絡をたのみましょう。
- (4) **【消防隊、救急隊、救助隊は、外国人のために】**

英語、中国語、スペイン語、韓国語、タガログ語、ドイツ語、フランス語、ミャンマー語、ヒンズー語、タイ語、アラビア語のチェックカードを用意しているので、消防隊、救急隊、救助隊の指示に従って下さい。

【問い合わせ先】 大田原消防本部 (☎) 22-3152

9 緊急時の連絡

- | | | |
|-----|---------|---|
| 火 事 | → ☎ 119 | 【火事です】 と告げること。
●名前と住所と電話番号を告げること。 |
| 救 急 | → ☎ 119 | 【ケガです】【病気です】 と告げること。
●名前と住所と電話番号を告げること。 |
| 救 助 | → ☎ 119 | 【〇〇〇から出られない】 と告げること。
●名前と住所と電話番号を告げること。 |
| 盗 難 | → ☎ 110 | 【泥棒です】 と告げること。
●名前と住所を告げること。 |
| 犯 罪 | → ☎ 110 | 【助けて下さい】 と告げること。
●名前と住所を告げること。 |
| 事 故 | → ☎ 110 | 【交通事故です】 と告げること。
●名前と住所を告げること。 |

※わからない時は、すぐ近くにいる人に助けを求めて下さい。

10 主な公共施設

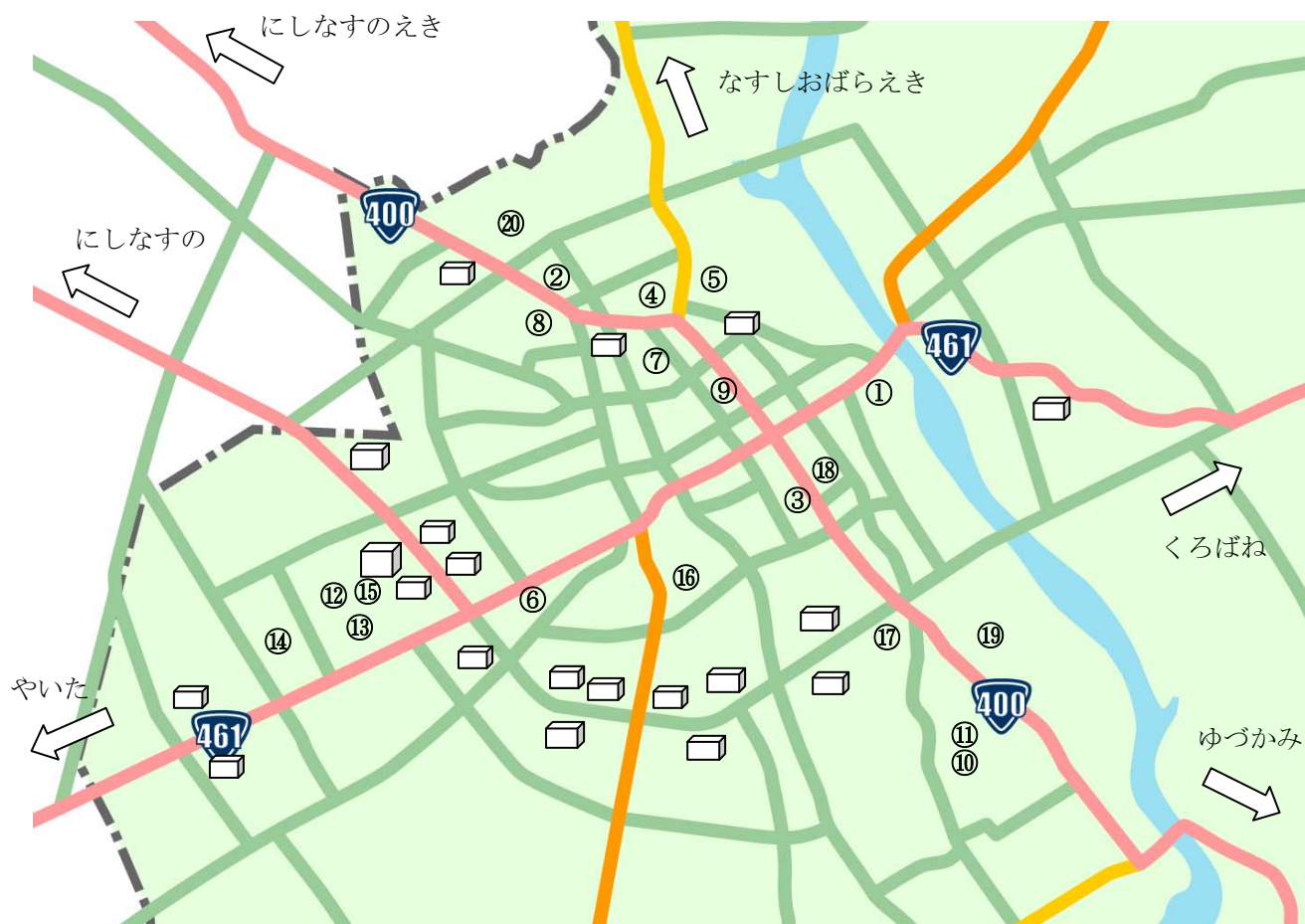
◎大田原市の主な施設

No	施設名	電話番号	主な業務	場所
1	大田原市役所(代表)	23-1111	市の問い合わせ窓口、市営バス関係	本庁舎
2	市民課	23-8705	外国人登録、出生届、転入転出届、転居届、印鑑登録関係	〃 1階
3	国保医療係	23-8857	国民健康保険関係	〃 1階
4	税務課	23-8785	税の賦課関係	〃 1階
5	収税課	23-8639	税の徴収関係	〃 1階
6	生活環境課	23-8706	ごみ収集、犬の登録関係	〃 2階
7	建築住宅課	23-8724	市営住宅関係	〃 2階
8	健康政策課	23-8634	妊産婦、乳幼児健康指導	東別館 1階
9	福祉課	23-8707	民生委員、生活保護関係	〃 1階
10	こども課	23-8932	児童手当、保育園関係	〃 1階
11	水道課	23-8713	水道給水、停止関係	水道庁舎 2階
12	教育委員会	98-7114	児童・生徒の就学、転入学	湯津上庁舎

◎大田原市内にある主な公共施設

No	施設名	電話番号	主な業務	場所
1	消防本部	22-3152	火災、救急・救助業務	
2	大田原警察署	24-0110	盗難、犯罪、交通事故対応(県施設)	
3	大田原郵便局	22-2301	郵便集配機関	
4	県北健康福祉センター	22-2257	公衆衛生の向上・増進を図るための 栃木県の施設	
5	大田原赤十字病院	23-1122	栃木県北部の中核医療機関	
6	那須野農協 大田原支所	23-3331	農業生産力の増進と農業者の経済的・社会的地位の向上を図るための 協同組織	
7	大田原国際交流会	22-5353	諸外国の人達との文化交流や親善交流を通して 友達の輪を広げている市民ボランティア団体	

しせつあんないず 施設案内図



- ①しょうぼうほんぶ 消防本部
- ②おおたわら けいさつしょ 大田原警察署
- ③おおたわら ゆうびんきょく 大田原郵便局
- ④けんほくけんこうセンター 県北健康センター
- ⑤おおたわら せきじゅうじ びょういん 大田原赤十字病院
- ⑥なすの のうきょう 那須野農協
- ⑦おおたわら こくさいこうりゅうかい 大田原国際交流会
- ⑧おおたわら しやくしょ 大田原市役所
- ⑨すいどう ちょうしゃ 水道庁舎
- ⑩クリーンせんたー おおたわら クリーンセンター大田原
- ⑪おんすいぷーる 温水プール
- ⑫みはらこうえん 美原公園
- ⑬おおたわらちゅうがっこう 大田原中学校
- ⑭にしはらしょうがっこう 西原小学校
- ⑮みはらほいくえん みはら保育園
- ⑯おおたわらしょうがっこう 大田原小学校
- ⑰しんとみほいくえん しんとみ保育園
- ⑱わかくさちゅうがっこう 若草中学校
- ⑲ほけんせんたー 保健センター
- ⑳むらさきづかしょうがっこう 紫塚小学校